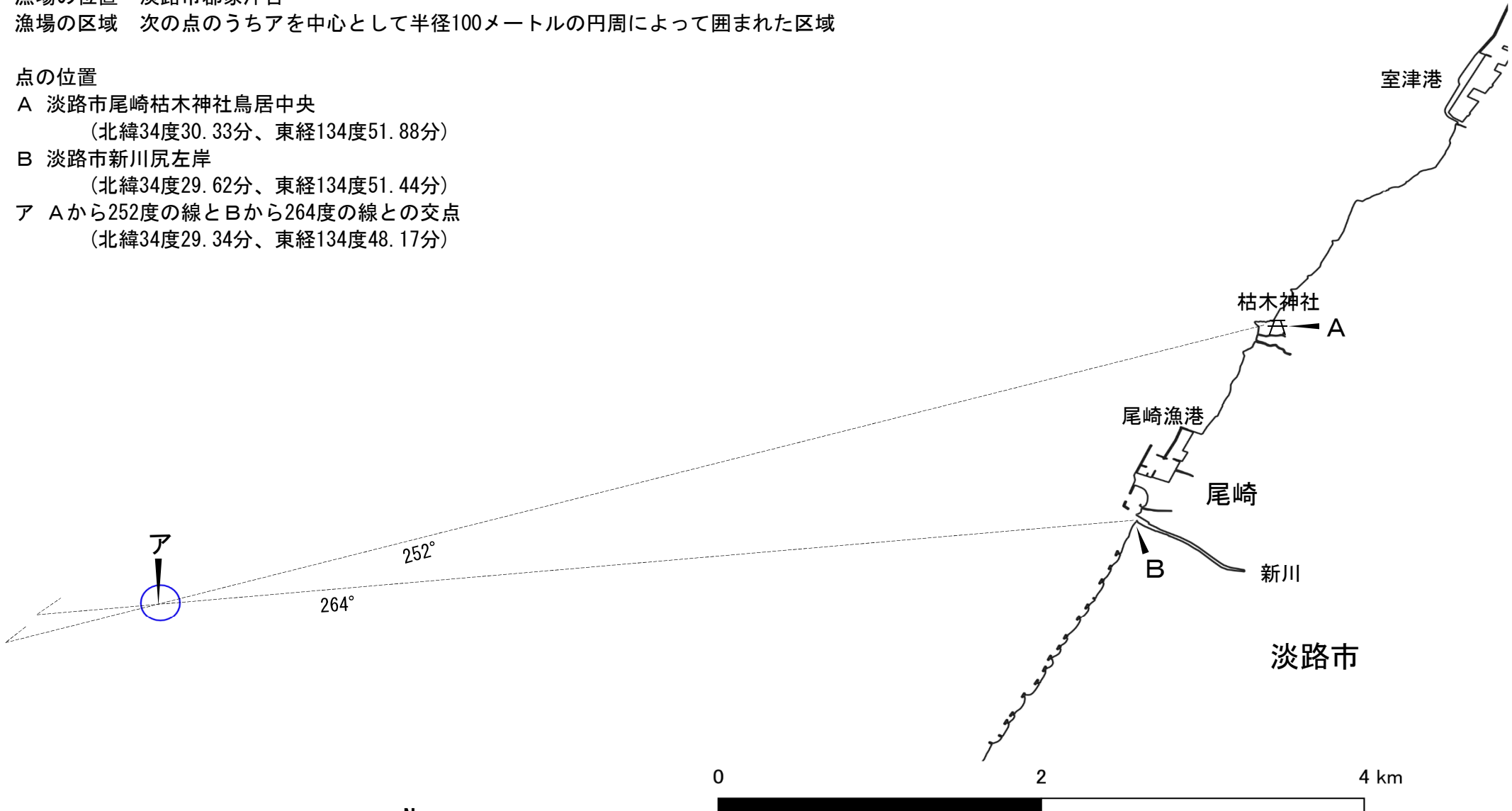


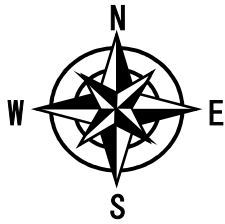
免許番号 共第130号
漁場の位置 淡路市郡家沖合
漁場の区域 次の点のうちアを中心として半径100メートルの円周によって囲まれた区域

点の位置

- A 淡路市尾崎枯木神社鳥居中央
(北緯34度30.33分、東経134度51.88分)
- B 淡路市新川尻左岸
(北緯34度29.62分、東経134度51.44分)
- ア Aから252度の線とBから264度の線との交点
(北緯34度29.34分、東経134度48.17分)



令和5年9月1日 免許
共第130号



表示 番号	表 示										
	漁 場		別紙 漁場図のとおり			免許年月日		令和5年9月1日	存続期間	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	
	漁業の種類		主な漁獲物	漁業時期		漁業の種類		主な漁獲物	漁業時期		制限又は条件
1	3	つきいそ漁業		1月1日から12月31日 まで							潜水器を用いて水産動植物 を採捕するときは、別に知事 の許可を受けなければなら ない。

表示 番号	表 示	漁 業 権 区		漁 業 権 区	
		順位 番号		順位 番号	
1	表記のとおり漁業権の設定の登録をする。 令和5年9月1日	1	淡路市郡家1355番地 一宮町漁業協同組合 のため漁業権の設定の登録をする。 令和5年9月1日		